

委員会提出議案第 1 号

秦野市議会委員会条例の一部を改正することについて

秦野市議会委員会条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 27 年 3 月 26 日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 和田 厚 行

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長と教育長が一本化された新「教育長」が設置され、教育委員会の代表者が教育長となることに伴い、委員会における出席説明の要求を新「教育長」に対して行うこととするため、改正するものであります。

秦野市議会委員会条例の一部を改正する条例

秦野市議会委員会条例（平成3年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に在職する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き在職する間においては、改正後の秦野市議会委員会条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。